平成２７年（フ）第９号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番27―809号
債務者　岡本　孝太
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９号
大阪府池田市満寿美町６番22号
債務者　渡邉　和美
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９６号
大阪府吹田市藤白台３丁目１番27―809号
債務者　岡本　五月
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１６４号
大阪市東淀川区北江口１丁目３番２―903号
債務者　近藤美惠子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４９号
大阪市旭区中宮２丁目４番１号
債務者　石山健治こと　宋　　弼範
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５０号
大阪市旭区中宮２丁目４番１号
債務者　石山光子こと　金　　在蘭
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２９２号
大阪府大東市御領１丁目８番３号バーブルパーク402号
債務者　正垣　　實（旧姓信貴）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３００号
大阪府寝屋川市木田町29番３―202号
債務者　風の街御殿山店こと　小田　　功
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２号
大阪府豊中市西泉丘２丁目2438番地の１Ａ―314号
債務者　喜田　三恵（旧姓上林）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４３０号
大阪市西成区天下茶屋３丁目11番17―407号
債務者　長谷川みどり（旧姓今村）
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４０号
大阪府豊中市庄本町１丁目９番12号
債務者　永井恭子こと　永ヰ　恭子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４１号
大阪府吹田市古江台６丁目２番８号
債務者　中嶋　正男
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４５号
大阪市平野区瓜破西１丁目13番７―301号
債務者　司　　隼
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４４９号
大阪府門真市島頭３丁目14番13―402号、前住所大阪府堺市西区鳳北町８丁453番地10ファーウッド307号
債務者　楢崎　竜子
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４５２号
大阪府吹田市岸部中３丁目８番30号
債務者　柏葉海涛こと　郭　　海涛
1　決定年月日時　平成27年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第６号
山口県周南市大字栗屋324番地の４　フルール17，102号
債務者　河村　佳和
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第９０号
山口県岩国市尾津町１丁目５番１―203号
債務者　木村　一人
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２７年（フ）第２号
山口県岩国市周東町下久原1863番地４
債務者　手嶋　美穂
1　決定年月日時　平成27年２月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月16日まで
山口地方裁判所岩国支部